

*** 付加点数 事故 ひき逃げ**

交通違反を犯して死傷事故を起こした場合や、人身交通事故・建造物損壊事故及び交通事故を起こし逃げた時に、基礎点数（違反点）にさらに付け加えられる点数のことです。

・ 人身事故及び建造物損壊事故の場合の付加点数

交通事故の種別	専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合における付加点数	左の欄に指定する場合以外の場合における付加点数
死亡に係る事故	20点	13点
治療に要する期間が3月日以上	13点	9点
後遺障害が存するもの（注1）	13点	9点
治療に要する期間が30日以上3月未満であるもの	9点	6点
治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの	6点	4点
治療に要する期間が15日未満であるもの	3点	2点
建造物の損壊に係る交通事故	3点	2点
（注1）「特定の後遺障害」とは、自動車損害賠償保障法令上、第13級以上とされる後遺障害（腕や足を失った場合など）		

・ 交通事故を起こして逃げたときの付加点数

措置義務違反の種別	付加点数
死傷事故の場合の救護措置等義務違反（ひき逃げ）	23点
物損事故の場合の危険防止等措置義務違反（あて逃げ）	5点